

令和7年度

足立区立千寿小学校 「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級にも起こりうるものであり、社会における問題意識が高まり、法整備がなされた一方で、依然として、児童生徒が自ら生命に関わるような重大事態も発生している。

本校では、この現状を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、さらには、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日 文部科学省初等中等教育局長）を踏まえて警察との連携の徹底を図るなど、いじめの防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和6年度「足立区立千寿小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの定義といじめに対する対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。）

【「いじめ防止対策推進法」第二条 平成25年9月28日施行より】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

文部科学省では、（従来）「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に（左記のように）見直しました。

これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

【「生徒指導提要」平成22年3月

文部科学省より】

2 足立区立千寿小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校では上記の定義を十分に受け止め、全教職員がいじめについて以下のように共通認識した。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであるということ。
- ② いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない、許してはいけない行為であるということ。
- ③ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見することが難しいものであるということ。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方や考え方は誤りであり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた側の児童の立場に立って行うものであるということ。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等、刑罰法規に抵触するものであるということ。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であるということ。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方とも大きな関わりをもっているということ。
- ⑧ いじめは学校・家庭、地域社会など、全ての関係者及び警察等の関係機関が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であるということ。

これらの基本認識に基づき、全ての児童の明るい学校生活の実現に向けて、いじめの防止・早期発見、及びいじめに対する適切な対応に全教職員一致協力体制で取り組むために、この基本方針を策定した。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。そのために、日頃より実態把握の徹底を図り、認知した事案については、安易に軽微なものと判断せず、丁寧、かつ慎重に対応する。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 双方の連絡窓口を把握し合うなど、学校が日常的に警察と情報共有や相談を行うことができる連携体制を確実に構築する。
- (7) 全ての教職員が、自校の「いじめ防止基本方針」の内容を十分理解するとともに、保護者・地域に対してその概要を分かりやすく説明できるようにする。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「足立区立千寿小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される生活指導部を組織する。生活指導部の構成メンバーは、生活指導主任・各学年担任・専科担当とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

- いじめに関する授業を年2回以上、実施するとともに、積極的な公開に努める。
- 「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。
- 日頃から児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する機会の確保に努める。

イ 児童会（代表委員会）の活動の活性化

- 年2回「ふれあい月間」を設定し、代表委員会等が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ 学習環境の整備

- 授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

- 管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

- スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。
- いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

カ 児童の自己有用感の高揚

- すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発・支援

- 保護者会で学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。
- 道徳授業地区公開講座や保護者会等の機会を活用し、保護者や地域に向けて、いじめ防止の取組の説明や啓発の機会を設ける。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことを周知しておく。

ク いじめ相談窓口の拡大

- 学校内にいじめ相談箱（いじめを受けたり見たりした児童が支援を訴えることができ、児童の個人情報を守られるような箱）を設置するなど、相談窓口の拡大を図る。

ケ いじめに関する調査の実施

- 定期的に調査（年間3回）を実施し、いじめに関する情報の把握と集約に努める。

コ 面談におけるいじめ調査

- 担任等が必要に応じて三者面談や二者面談を実施し、個別に確認を行い、相談に応じる。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童を最優先

- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。
- いじめ解消の2条件「①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続している」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」を満たす場合も、日常的に注意深く観察するなど、継続的な指導・支援を行っていく。

イ 迅速な調査

- 早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については速やかに教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

- こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。
- いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。
- 「学校の内外で発生した児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じている、あるいはその疑いがあるいじめ事案」「被害児童・保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められる事案」については、直ちに警察に・相談通報を行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

[いじめ早期発見のためのチェックリスト]

(1) いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝、いつも誰かの机が曲がっている。
- ☐ 掃除がきちんとできない。
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- ☐ 些細なことで人のことをけなしたり、冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴムなどを投げたり、手紙を回したりしている。

(2) いじめられている児童

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている。
- ☐ いつもみんなの行動を気にしつつ、目立たないようにしている。
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない。
- ☐ 顔色が悪く、元気がない。
- ☐ 早退や、一人で下校することが増える。
- ☐ 遅刻や欠席が多くなる。
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ☐ ときどき涙ぐんでいることがある。
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる。
- ☐ 一人でいることが多い。
- ☐ グループを編成するときに孤立しがちである。
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- ☐ 教職員の近くにいたがる。
- ☐ 教職員にほめられると冷やかされたり、陰口を言われたりする。

● 昼食時

- ☐ 好きな物を他の児童にあげる。
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している。
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- ☐ 食べ物にいたずらをされる。

● 清掃時

- ☐ いつもごみ捨ての当番になっている。
- ☐ 一人で離れて掃除をしている。

● その他

- ☐ 個人を中傷する落書きが書かれる。
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- ☐ 突然、理由もなく成績が下がる。
- ☐ 服に泥よごれや靴の跡がついている。
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある。
- ☐ けがの状況と、本人が言う理由が一致しない。
- ☐ 必要以上のお金を持っていたり、友だちにおごったりする。

(3) いじめている児童

- ☐ 多くのストレスを抱えている。
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ。
- ☐ 教職員によって態度を変える。
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない。
- ☐ グループで行動し、他の児童に指示を出す。
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする。
- ☐ 活発に活動するが、他の児童に対してきつい言葉をはく。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめに関する情報

① 情報を集める

○教職員・児童・保護者・地域住民・その他からいじめの情報を「生活指導部（いじめ防止対策委員会）」に集める。

☆いじめ対応プロジェクトチームのメンバー

校長・副校長・主幹教諭・養護教諭

＋事案に関係する教職員（＋SC・SSW・その他）

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

② 指導・支援体制を組む

○「生活指導部」で指導・支援体制を組む。

（学級担任等・生活指導主任・管理職等）

③-A 子供への指導・支援を行う

○いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。

○いじめた児童に対する指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体、または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

③-B 保護者と連携する

○面談・家庭訪問（加害・被害とも 学級担任を中心に複数人数で対応）等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

※全教職員が情報を共有し、直接、事案に関係しない児童へのケアも含めて、全校一致協力体制で対応にあたる。児童の生命・心身・財産に係る重大案件については、速やかに警察への相談通報を行う。

☆ 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

☆ 常に状況把握に努める。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○いじめ対応プロジェクトチーム（いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」）で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者（足立区）へ報告



重要事態の発生

○学校の設置者（足立区）に重大事態の発生を報告
（※設置者から地方公共団体の長に報告）
ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企画した場合等）
イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査を着手）
※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者（足立区）が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者（足立区）の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者の直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
※ 第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢をもつことが重要である。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。適時・適切な方法で経過報告を行う。
※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。
※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

●調査結果を学校の設置者に報告

※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力